加賀市立図書館窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

（1）業務の目的

加賀市立中央図書館及び山中図書館では、多様化する市民ニーズへの対応やサービスの向上を図るため、民間事業者の専門的なノウハウを活用した窓口等業務の外部委託を令和 6 年 4 月 1 日より導入している。本業務は、これまでの運用成果を継承しつつ、更なる運営の効率化とサービス質の向上を図り、市民の読書活動をより効果的に推進することを目的とする。

（2）業務名

加賀市立図書館窓口等業務委託

（3）業務内容

別紙加賀市立図書館窓口等業務委託仕様書のとおり

（4）業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

２．業務に要する費用

予定価格　203,303,100 円（税込み）

※本公募は、公募開始後に開催される議会の補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として実施するものであり、議会において予算案の減額又は否決があったときは、本公募についての実施の効力を失う場合がある。

３．参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、複数企業等による共同事業体も可とする。

（1）過去 5 年間において、国又は地方公共団体が設置する公立図書館若しくは同等の図書館施設における窓口業務・運営業務の受託実績を有する者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。

（4）加賀市の市税、料金及び国税について滞納がないこと。加賀市に納税義務を有しない者では、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税及び固定資産税・

都市計画税を滞納していないこと。

(5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が、加賀市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(7) 国及び地方公共団体等において指名停止措置、資格停止措置等を、告示日から受託候補者選定の日まで受けていないこと。

４． 参加表明及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加表明

① 提出資料

・参加表明書（様式第 1 号）
・会社概要、業務実績等の資料
・登記事項証明書（全部事項証明書（履歴事項証明書でも可））
・【市税】法人市民税・固定資産税の滞納がない証明書 ※1
・【国税】「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない納税証明書
・財政諸表（決算報告書又は事業報告書） ※２
・誓約書（加賀市暴力団排除条例）（様式第５号）

※ 各証明書については、提出する日の３ケ月以内に発行されたものを提出すること。

※1 加賀市内に住所又は本社、支社、支店等がある場合のみ提出すること。

※２ 直前の事業年度の賃貸借照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出すること。

② 提出期限：令和 8 年 11 月 23 日（月・祝）12 時（必着）

③ 提出方法：提出資料を担当部署へ郵送又は持参

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加表明書を提出した者全員に対し、令和 8 年 11 月 26 日（木）までに参加資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

５．現地見学会

現地見学会を希望する場合は、現地見学会申込書（様式第 2 号）に必要事項を記載の上、加賀市立中央図書館へ電子メールにて提出すること。なお、現地見学会出

席者は 3 人までとする。

(1) 申 込 期 限：令和 8 年 11 月 23 日（月・祝）12 時必着

(2) 現地見学会：令和 8 年 12 月 1 日（火）

開始時間は 11 月 26 日（木）までに参加資格が承認された参加者へ連絡する。

６．質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年12月7日（月）12時まで（必着）

(2) 提出方法：別紙の質問書（様式第3号）により、電子メールにて提出すること。

(3) 回 答 日：順次回答

(4) 回答方法：質問者名を伏せて市ホームページ上で回答

※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追記・修正とみなす。

７．企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書

仕様書を踏まえ、次の項目に対する説明、提案を記載すること。

① 業務開始までのスケジュール

② 組織体制

・業務実施体制について

・図書館としての使命、本業務の役割や重要性についての理解や考え

・スタッフ（業務責任者および副業務責任者を含む）の配置体制

・司書資格保有率向上に関する提案、考え

・スタッフの指導、育成、研修体制

・サポート体制、組織的な支援

③ 利用者へのサービス等について

・サービスや利用者数の向上に関する提案、考え

・本業務の趣旨を理解した上で、現状のサービス以上になるよう特に提案したいこと

④ 苦情、緊急時対応等の危機管理及びトラブル回避に関する取組

⑤ 法令遵守について

図書館業務を遂行するに当たって法令（著作権法、個人情報保護、守秘義務等）を遵守する仕組み・取組や社内ルール

⑥ 見積書

人件費、その他必要な経費の区分が分かる積算内訳書。人件費は、スタッフの職種（業務責任者、副業務責任者、業務従事者）ごとの単価、人数、

勤務日数・時間等の内訳が分かるようにすること。

⑦ 企画提案書の形式

A4 判縦置き・横書きを基本とし、文字サイズは 12 ポイント以上とする。必要に応じ A4 判横置き・横書き可とする。A3 を使用する場合は A4 判に折り込むこと。様式は任意とする。ページ数は、見積書を含めて 30 ページ以内とすること。また、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出期限:令和 8 年 12 月 15 日（火）12 時まで（必着）

② 提出方法:企画提案書等は電子データ（メール並びに記憶媒体）と紙媒体（片面印刷）で正本 1 部、副本 6 部（副本は複写可）とする。なお、提出する企画提案書は 1 案に限る。

③ 辞　　退:企画提案書の提出後、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式 4 号）を提出すること。

８．審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、加賀市立図書館窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も適した受託候補者を選定する。

(1) 実施予定日：令和 8 年 12 月 22 日（火）

(2) 実 施 場 所：加賀市立中央図書館 2 階視聴覚ホール

(3) 審査委員会の内容

加賀市内の指定会場で実施し、詳細な時間等は企画提案書等の締め切り後、参加者に個別に通知する。

・説明者 3 名以内

・説明の時間は 30 分以内

・その他 企画提案説明時の追加資料は認めない。

・審査委員会は非公開とする。

※ プロジェクターとスクリーンは加賀市立中央図書館において準備する。

(4) 審査結果の通知

審査委員会に参加した全ての者に対し、電子メールにて選定順位を通知するとともに、加賀市ホームページにも掲載する。電話での問合せには応じない。また、評価の内容、審査の経過については公表しない。審査結果の異議申し立ては認めない。

９．審査基準及び配点

別紙審査基準のとおり

10．日程

実施要領等の公表	令和 8 年 11 月 13 日（金）
参加表明書の提出締切	令和 8 年 11 月 23 日（月・祝）12 時必着
現地見学会	令和 8 年 12 月 1 日（火）
質問受付の締切締切	令和 8 年 12 月 7 日（月）12 時必着
企画提案書等の受付締切	令和 8 年 12 月 15 日（火）12 時必着
審査委員会（プレゼン等）	令和 8 年 12 月 22 日（火）
審査結果通知・公表	令和 9 年 1 月中旬
契約締結	令和 9 年 4 月 1 日

11．失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当するとき。

(1) 審査委員会に出席しなかったとき。
(2) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
(3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
(4) 企画提案書の作成方式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
(5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認めたとき。
(6) 参考見積書の金額が「２　業務に要する費用（予定価格)」を超過したもの。

12．契約

(1) 審査委員会で第 1 位に選定された者との交渉のうえ契約を締結する。
(2) 第 1 位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第 1 位交渉権を与えられた者の本企画提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
(3) 参加者が 1 者となった場合でも、審査委員会を開催し、適当と認められる場合は契約を締結する。
(4) 市は、契約締結後でも受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができる。
(5) その他、契約に関することは、加賀市財務規則（平成 17 年加賀市規則第 35 号）の規定を遵守すること。

13. その他の留意事項

（1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（2）提出書類は返却しないとともに、審査以外で参加者に無断で使用しない。

（4）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第3者の権利と対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て参加者が負う。

（5）本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

（6）加賀市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、参加者が事業を営む上で、正統な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の公開となる。また、プロポーザルの実施や選定過程、結果等については、市ホームページで公表する。

14. 担当部署（提出・問い合わせ先）

加賀市立中央図書館（月曜休館　ただし、祝日を除く） 担当　大下（おおした）
〒922－0861 加賀市大聖寺地方町1の10番地4
TEL 0761－73－0888
E－mail toshokan@city.kaga.lg.jp